

## 委託事業人件費 規則

特定非営利法人とちぎボランティアネットワーク・事務局

この規則は、特定非営利法人とちぎボランティアネットワークが実施する行政等からの委託事業に係る人件費について定めたものである。

### 1、人件費

- 1) 事務局職員は1日 10,000 円を基本の給与とする。
- 2) 事務局人件費のうち管理者は1日 17,000 円を給与とする
- 3) 日常（通常）の事務以外の企画、編集、デザイン、取材、執筆、講師派遣、伴走支援、評価等の専門性の高い業務は日給 10,000 円から日給 20,000 円の範囲で管理者と協議し額を定める。通常の日給の他に手当として支給する。

付則 この規定は、2010年4月1日から施行する